

## 「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度について」

各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会では、中小企業の事業再生を支援するため、相談窓口や債務者調整等を含む再生計画の策定支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、既往債務の支払いに悩む中小企業のために、中小企業再生支援協議会が中小企業に代わり、一括して元金返済猶予の申請を実施しております。1年間の新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画を創設し、中小企業の既往債務の負担軽減を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画において、中小企業が金融機関と作成する1年間の資金繰り計画を、中小企業再生支援協議会が作成の支援を行います。

また、政府からの配慮要請や資金繰り支援策はあるものの、つなぎ融資のための金融機関調整が難しい中小企業のために、中小企業再生支援協議会が代わりに金融機関調整を行い、政府系金融機関及び民間金融機関からのニューマネーの調達を後押しします。

### ○問い合わせ先

三重県中小企業再生支援協議会

三重県津市栄町 1-891 三重県合同ビル 6 階

TEL : 059-228-3370 FAX : 059-213-1102

Mail : [saisei@miesc.or.jp](mailto:saisei@miesc.or.jp)

### ・参考資料

三重県中小企業再生支援協議会ホームページ

<http://www.miesc.or.jp/saisei/>

新制度新型コロナ特例リスケジュールのチラシ

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei\\_tokurei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei_tokurei.pdf)